

大切なお知らせです。必ず、ご開封ください。

親展

料金後納
郵便

〒000-0000
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

〇〇〇〇 様



00000000#
000

折曲厳禁

平成30年11月

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所

このお知らせに関するお問い合わせ先 0120-***-***
受付時間 午前8時30分～午後6時30分(日曜祝日除く)
(開設期間 平成30年11月15日(木)～同年12月14日(金))



裁判員制度

はじめに
お読み
ください!

裁判員候補者名簿に 登録された方々へ



裁判員制度

○今回のお知らせは、あなたが平成31年(2019年)の裁判員候補者名簿に登録され、今後、**裁判員に選ばれる可能性**があることを、あらかじめお伝えするものです。

○現段階では、名簿に登録されただけです。**すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。**

- ・裁判所にお越しいただくことになった場合には、改めてご連絡いたします。
- ・その場合、**平成31年(2019年)2月ころから平成32年(2020年)2月ころまでの間に、**裁判所にお越しいただくことになります。

1

同封の「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」をお読みください。

→ 2 ページに同封した書類等のリストがあります。



2

同封の「調査票」で辞退のご希望などをお尋ねします。

→ くわしくは、3 ページをご覧ください。



3

ご不明な点などありましたら、コールセンターにお問い合わせください。

→ 4 ページに電話番号・受付時間等が記載してあります。

裁判員制度について、くわしくお知りになりたい方は、同封の小冊子「よくわかる！裁判員制度Q&A」をご覧ください。

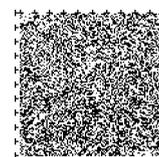


4

裁判員候補者名簿に登録されたことを公にしないでください。

裁判員候補者のプライバシーや生活の平穏を守るため、裁判員候補者名簿に登録されたことを公にすることは法律上禁止されています。「公にする」とは、インターネット等で公表するなど、不特定多数の人が知ることのできる状態にすることをいいます。なお、家族や上司に話すことは問題ありません。

裁判員制度は、法律の専門家ではない国民の皆様に参加していただくことに意義のある制度です。裁判員制度について、ご理解とご協力をお願いします。



(音声コードです)



同封物について

本パンフレット以外に以下の書類が同封されています。

- 1 「最高裁判所長官からのごあいさつ」
- 2 「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」

裁判員候補者としてお越しいただく場合の裁判所やコールセンターの電話番号が記載されています。



- 3 調査票

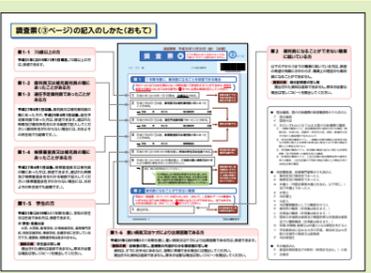
1ページ目が「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」(2)に、2～4ページ目が調査票(3)になっています。



1枚の書類 (A3判)

- 4 調査票の記入のしかた(A3判・両面)

調査票の回答のしかたや資料の提出についての説明が記載されています。



- 5 よくわかる!裁判員制度Q&A(小冊子)

裁判員制度がイラストでわかりやすく解説されています。



- 6 返送用封筒

調査票の返送時にご使用ください。



- 7 バーコードシール

返送用封筒(6)のうらの貼付欄に貼ってください。また、調査票(3)とあわせて提出する資料があれば、その資料の余白に貼ってください。このバーコードシールを貼ることで住所・氏名の記載を省略することができます。



調査票について

調査票により、辞退が認められる方は、裁判所にお越しいただくことはありません。

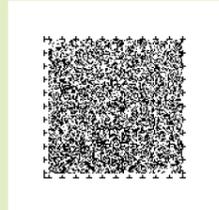
質問票により、辞退が認められる方は、質問票を送付して、具体的な裁判の日程を前提としたご都合等をお尋ねします。

調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、無用に裁判所にお越しいただくことがないようにするためのものです。

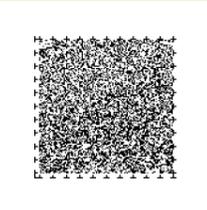
- 調査票では、辞退の希望の有無やその理由、裁判員になることができない職業に就いているか(就職禁止事由)などについてお尋ねします。くわしくは同封の「調査票の記入のしかた」をご参照ください。
- 調査票のいずれかの項目に当てはまる方のみ、必要事項を記入の上、返送用封筒に入れて**平成30年11月30日(金)【必着】**までにご返送ください。
- 現時点で調査票のいずれの項目にも当てはまらない方は、返送は不要です。なお、調査票で辞退を希望しなかった場合でも、実際の事件で裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票や選任手続期日において辞退を申し出ていただくことが可能です。

【裁判所までお知らせください!】

身体の不自由などの理由により、お手伝いを必要とされる方は、「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」に記載されている地方裁判所まで、お知らせください。



(音声コードです)



(音声コードです)



疑問にお答えします！

「調査票」の書き方について、ご質問のある方はこちらへどうぞ！

裁判員候補者専用コールセンター

0120-***-***(無料)

(一部のIP電話からは、ご利用いただけません。お手数ですが、***-***-***をご利用ください。)
その際、通常の固定電話への通話料がかかります。

受付時間 午前8時30分～午後6時30分 (日曜日・祝日は除く)

開設期間 平成30年11月15日(木)～平成30年12月14日(金)

※平成30年12月15日(土)以降は、「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」に記載されている
地方裁判所にお問い合わせください(土曜日・日曜日・祝日・年末年始は除く)。

裁判員制度一般についてのご質問は、こちらにもどうぞ!!

法テラス・サポートダイヤル

- 電話 **0570-078374** (IP電話からは03-6745-5600)
- 通話料 固定電話からは全国一律3分8.5円(税別)
- 受付時間 平日:午前9時～午後9時
土曜日:午前9時～午後5時(日曜日・祝日・年末年始は除く)
- ホームページ <https://www.houterasu.or.jp/>



法テラスは総合法律支援法に基づき設立された法人です。

【裁判所を名乗った不審な電話・郵便等にご注意ください！】

電話やはがき、メールにより金銭の支払等を求めたりするようなことはありません。
不審な電話等にはくれぐれもご注意ください。

●最高裁判所 裁判員制度ウェブサイト

<http://www.saibanin.courts.go.jp/>

裁判員裁判の開廷情報へのリンクを掲載しているほか、裁判員裁判の手続をわかりやすく説明した動画の配信なども行っています。ぜひご覧ください。

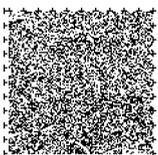
【DVDもご用意しています。】

裁判員制度ウェブサイトで見聴できる動画のうち、裁判員制度の概要や選任手続などについてご案内した動画「裁判員候補者名簿に登録されたみなさまへ」については、DVDを地方裁判所で用意しております。このDVDをご希望の方は、「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」に記載されている地方裁判所にご連絡ください。

裁判員制度

検索

※平成31年以降の表示については、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しています。



(音声コードです)

最高裁判所長官からのごあいさつ

今回のご連絡は、あなたが裁判員候補者に選ばれたことをご知らせするものです。来年1年の間に裁判員をお願いする可能性があることとなりますが、刑事裁判に参加することについて不安や疑問を感じる方もいらっしゃると思います。そこで、この場をお借りして、裁判員制度の意義や運用状況などについて少しお話ししたいと思います。



裁判員制度は、平成21年に生まれました。広く国民の皆様が裁判員として刑事裁判に参加していただくことが、司法に対する理解を深め信頼を向上させることにつながるとして導入されたものです。これまでに1万件を超える裁判員裁判が行われ、裁判員に選ばれた方には、裁判官と一緒に法廷での審理に立ち会い、評議において、有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑にすべきかを裁判官と議論して決めていただいています。

もとより、裁判員の方々にはさまざまなご負担をおかけしていることと思います。しかし、検察官や弁護人の主張や証拠を各々の視点や感覚に基づいて検討していただき、裁判官と一緒に議論がされることによって、裁判はより分かりやすく、また多角的で深みのあるものになってきたように感じています。検察官や弁護人の法廷における活動も大きく変わってきました。

さらに、実際に裁判に参加された多くの方からは、「充実した議論ができた」「裁判を身近に感じるようになった」といったご感想をいただいています。今後も裁判員裁判を経験する方が増えるにつれて、こうした声が社会に広まることを願ってやみません。

とはいえ、この制度は、国民の皆様の良識と裁判官の専門性が協力し合って裁判を行うという、これまでの裁判制度の歴史にはなかった取組です。その意味で制度はなおスタート段階にあり、航海に例えれば、裁判員制度という船が、帆を上げて、今まさに大海原に乗り出したところだと思えます。この制度が、私たちの暮らす社会を支える基盤として定着するには、一つ一つの裁判を着実に積み重ねつつ、より良い裁判の実現に向けて改善の努力を続けていくことが必要です。そして、そのためには、皆様からのご理解とご協力を欠かすことはできません。

裁判所では、この通知を手にした皆様が、刑事裁判に安心して参加いただけるよう万全の態勢を整え、皆様の裁判員裁判への積極的なご参加をお待ちしています。裁判員制度へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

最高裁判所長官

大谷 直人

〒000-0000
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

(調査票は、③ページ、④ページにあります)

平成30年11月14日

〇〇〇〇 様



0000000000

00000000#
000

裁判員候補者名簿への記載のお知らせ

このたび、あなたは、抽選の結果に基づいて、当裁判所の裁判員候補者名簿（有効期間平成31年（2019年）1月1日から同年12月31日まで）に記載されましたので、お知らせいたします。

現段階では、名簿に記載されただけであり、裁判所にお越しいただく必要はありません。

今後、この名簿をもとに、実際の事件ごとに裁判員候補者を選んだ上で、当裁判所においてその候補者の中から裁判員を選ぶ手続を行います。あなたが具体的な事件の裁判員候補者として選ばれて、裁判員を選ぶ手続のため、当裁判所にお越しいただく必要が生じた場合には、別途、事前にお知らせいたします。

お問い合わせは **裁判員候補者専用コールセンター** へ

開設期間 平成30年11月15日（木）～平成30年12月14日（金）

※ 平成30年12月15日（土）以降は、コールセンターにつながりませんのでご注意ください。

受付時間 午前8時30分～午後6時30分（日曜日・祝日は休業）

電話 **0120-***-*****（無料）

※ 携帯電話・PHSからも無料で通話ができます。

※ 一部のIP電話からは、ご利用いただけません。

お手数ですが、***-***-***をご利用ください（その際、通常の固定電話への通話料がかかります。）。

- この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握するためのものです。ご回答の内容により、明らかに辞退が認められる場合等に裁判所にお越しいただくことのないようにします。

- 同封の「調査票の記入のしかた」

を参考に

ペン又はボールペンで必要事項を記入してください。

きりとり線で切り離し、同封の返送用封筒に入れて返送してください。

平成30年11月30日(金)【必着】

現時点において、**いずれの項目にも当てはまらない方は、返送は不要です。**

- 辞退を希望する理由などの裏付けとなる資料を提出される場合には、

必ず資料の余白に同封のバーコードシール  を貼った上で、できる限りA4サイズでご提出ください。

資料にマイナンバーの記載は不要です。提出予定の資料にマイナンバーが記載されている場合は、必ずマイナンバー部分を隠してコピーしたものをご提出ください。

提出された資料は返却できません。原本が必要な場合は写し(コピー)を提出してください。

- 調査票の回答に当たり、ご不明の点などがありましたら、①ページに記載のある裁判員候補者専用コールセンターまでお問い合わせください。

- 調査票の第1、第2に当てはまると回答された方については、裁判所にお越しいただくことのないよう十分配慮いたします。

調査票の第3の回答については、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた場合に、担当裁判官が判断します。

なお、調査票の回答に対する判断の結果について、裁判所からあらためてご連絡を差し上げることはありません。あらかじめご了解ください。

- 調査票や提出された資料に記載された個人情報、適切に管理し、裁判員裁判に関する事務以外で利用することはありません。

※ 平成31年の表示については、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しています。

調査票 秘

以下の事由にあてはまらない方は、ご提出いただく必要はありません。

〇〇 〇〇 様

〇〇地方裁判所



第1 1年間を通じ、裁判員になることを辞退できる場合

〔 次の1～6に当てはまる場合には、1年間を通じて辞退をすることができます。辞退を希望する場合には、当てはまる番号に ○ をつけ、必要な事項を記入してください。 〕

- 1 平成31年（2019年）1月1日現在、70歳以上である。 → 質問は終了です。年齢を証明する資料は不要です。
- 2 平成27年4月1日以後、**裁判員又は補充裁判員**の職にあったことがある。
 → 平成 年 月ころ 地方裁判所 支部 ↓ 資料は不要です。
- 3 平成29年4月1日以後、**選任予定裁判員**であったことがある。
 → 平成 年 月ころ 地方裁判所 支部 → 資料は不要です。
- 4 平成27年4月1日以後、**検察審査員又は補充員**の職にあったことがある。
 → 平成 年 月ころ 検察審査会 ↑ 資料は不要です。
- 5 平成31年（2019年）の1年間を通じ、**学校の学生又は生徒**である。 → 学生証の写し等の資料が必要です。
- 6 平成31年（2019年）の1年間を通じ、**ご自身の重い病気又はケガ**により裁判に参加することがむずかしい。
 →

(病名、現在の症状等を記入してください。)

→ 診断書の写し等の資料は、すでにお手元にあるなど、容易に準備できる場合には提出してください。

第2 裁判員になることができない職業

〔 同封の「調査票（③ページ）の記入のしかた（おもて）」記載のA～ツの職業のいずれかに当てはまる場合には、裁判員になることができません。当てはまるものがある場合には、次の「1」に ○ をつけてください。 〕

- 1 該当する。 → 身分証明書の写し等の資料が必要です。

第 3 裁判員になることが特にむずかしい特定の月がある場合

〔2か月を上限に、辞退を希望する月を記入し、その理由の番号に○をつけてください。あわせて、具体的な事情を記入してください。（「調査票（④ページ）の記入のしかた（うら）」参照）〕

〈その1〉

【辞退を希望する月】

月

↑
ひと月のみ記入
してください。

【理由】

- 1 仕事上の事情
- 2 重要な用事・予定
- 3 出産予定
- 4 重い病気又はケガ
- 5 介護等
- 6 育児

【具体的な事情】

〈その2〉

【辞退を希望する月】

月

↑
ひと月のみ記入
してください。

【理由】

- 1 仕事上の事情
- 2 重要な用事・予定
- 3 出産予定
- 4 重い病気又はケガ
- 5 介護等
- 6 育児

【具体的な事情】

第 4 氏名・住所の変更があった場合は、変更後の氏名・住所を記入してください

【変更後の氏名】

姓 名

【変更後の住所】 〒 -

都 道 区 市
府 県 郡

調査票(③ページ)の記入のしかた(おもて)

第1-1 70歳以上の方

平成31年(2019年)1月1日現在、70歳以上の方は、辞退できます。

第1-2 裁判員又は補充裁判員の職にあったことがある方

第1-3 選任予定裁判員であったことがある方

平成27年4月1日以後、裁判員又は補充裁判員の職にあった方や、平成29年4月1日以後、選任予定裁判員であった方は、辞退できます。選ばれた時期及び裁判所名をわかる範囲で記入してください(裁判所名がわからない場合には、おおよその所在地でも結構です。)

第1-4 検察審査員又は補充員の職にあったことがある方

平成27年4月1日以後、検察審査員又は補充員の職にあった方は、辞退できます。選ばれた時期及び検察審査会名をわかる範囲で記入してください(検察審査会名がわからない場合には、おおよその所在地でも結構です。)

第1-5 学生の方

平成31年(2019年)の1年間を通じ、学校の学生又は生徒である方は、辞退できます。

※ 学生・生徒とは

大学、大学院、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校に在学している方です。通信制、夜間通学制は含まれません。

資料の例 学生証の写し等

提出された資料は返却できません。原本が必要な場合は写し(コピー)を提出してください。

返送期限 平成30年11月30日(金)【必着】

調査票 秘 以下の事由にあてはまらない方は、ご提出いただく必要はありません。 ③ページ

〇〇 〇〇 様 〇〇地方裁判所

0000000000

第1 1年間を通じ、裁判員になることを辞退できる場合

次の1~6に当てはまる場合には、1年間を通じ辞退をすることができます。辞退を希望する場合には、当てはまる番号に○をつけ、必要な事項を記入してください。

1 平成31年(2019年)1月1日現在、70歳以上である。
→ 平成 年 月 日 ころ 地方裁判所 支部

2 平成27年4月1日以後、裁判員又は補充裁判員の職にあったことがある。
→ 平成 年 月 日 ころ 地方裁判所 支部

3 平成29年4月1日以後、選任予定裁判員であったことがある。
→ 平成 年 月 日 ころ 地方裁判所 支部

4 平成27年4月1日以後、検察審査員又は補充員の職にあったことがある。
→ 平成 年 月 日 ころ 検察審査会

5 平成31年(2019年)の1年間を通じ、学校の学生又は生徒である。

6 平成31年(2019年)の1年間を通じ、ご自身の重い病気又はケガにより裁判に参加することがむずかしい。
→ (病名、現在の症状等を記入してください。)

6の理由により辞退を希望する方は、差し支えない範囲で病名、現在の症状、全治見込み期間、入院中か自宅療養中か、通院されている場合にはその頻度等を具体的に記入してください。

第2 裁判員になることができない職業

同封の「調査票(③ページ)の記入のしかた(おもて)」記載のア~ツの職業のいずれかに当てはまる場合には、裁判員になることができません。当てはまるものがある場合には、次の「1」に○をつけてください。

1 該当する。

第2 裁判員になることができない職業に就いている方

以下のアからツまでの職業に就いている方は、辞退の希望の有無にかかわらず、職業上の理由から裁判員になることができません。

資料の例 身分証明書の写し等

提出された資料は返却できません。原本が必要な場合は写し(コピー)を提出してください。

◆ 国会議員、国の行政機関の幹部職員等のうち次の人

ア 国会議員
イ 国務大臣
ウ 次のいずれかに当てはまる国の行政機関の職員

- ① 一般職の職員のうち、指定職俸給表の適用を受ける職員(事務次官、外局長、試験所・研究所の長、病院・療養所の長その他の人事院規則で定めるもの)
- ② 特定任期付職員のうち、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第7条第1項に規定する7号俸の俸給月額以上の俸給を受ける人
- ③ 特別職の職員のうち、特別職の職員の給与に関する法律別表第一及び別表第二の適用を受ける職員
- ④ 防衛省の職員のうち、上記①記載の指定職俸給表の適用を受ける職員、上記②記載の7号俸の俸給月額以上の俸給を受ける特定任期付職員

◆ 司法関係者、法律専門家等のうち次の人

- エ 裁判官及び裁判官であった人
オ 検察官及び検察官であった人
カ 弁護士(外国法務弁護士を含む。以下同じ。)及び弁護士であった人
キ 弁理士
ク 司法書士
ケ 公証人
コ 司法警察職員としての職務を行う人
サ 裁判所の職員(非常勤は除きます。)
シ 法務省の職員(非常勤は除きます。)
ス 国家公安委員会委員及び都道府県公安委員会委員並びに警察職員(非常勤は除きます。)
セ 判事、判事補、検事又は弁護士となる資格を有する人
ソ 学校教育法に定める大学の学部、専攻科又は大学院の法律学の教授又は准教授
タ 司法修習生

◆ その他次の人

- チ 都道府県知事及び市町村(特別区を含む。)の長
ツ 自衛官

第1-6 重い病気又はケガにより出席困難である方

平成31年(2019年)の1年間を通じ、重い病気又はケガにより出席困難である方は、辞退できます。

資料の例 診断書の写し、医療費の内容がわかる領収書の写し等

資料は、すでにお手元にあるなど、容易に準備できる場合には提出してください。提出された資料は返却できません。原本が必要な場合は写し(コピー)を提出してください。

調査票(④ページ)の記入のしかた(うら)

第3 裁判員になることが特にむずかしい特定の月がある方(上限2か月)

- 調査票では、裁判員になることが特にむずかしい月のうち2か月まであらかじめ辞退を希望することができます。この段階で辞退を希望することができるのは、仕事上の事情や重要な用事・予定などを理由とする場合です。
- 実際の事件の裁判員候補者に選ばれた場合には、具体的な裁判の日程を前提に、あらためて辞退のご希望をうかがいます。

【資料の提出について(辞退を希望する場合)】

- 資料は、すでにお手元にあるなど、容易に準備できる場合には提出してください。裁判所はよりの確な判断を行うことができます。
- 具体的な資料については、第3-4、第3-5の説明欄の「資料の例」をごらんください。
- 資料にマイナンバーの記載は不要です。マイナンバーの記載がないものを必ず提出してください。
- 提出された資料は返却できません。原本が必要な場合は写し(コピー)を提出してください。

第3-1 仕事上の事情(重要な仕事があり、自分が仕事を休むことによる損害の発生)がある方

- ①仕事の内容**
事業(仕事)の業種、自営・お勤めの別、あなたの担当している仕事の内容、その仕事におけるあなたの立場や役割等を具体的に記入してください。
- ②他の方に仕事を代わってもらえない事情**
少人数、専門性がある、引継ぎ困難等の他の方に代わってもらえない事情を具体的に記入してください。
- ③仕事を休むことによる影響・損害**
売上減、業務停止、収入減等の仕事を休むことによる影響・損害を具体的に記入してください。

第3-2 重要な用事・予定がある方

- ①日時、内容**
冠婚葬祭、試験、行事等の具体的な用事・予定の日時、内容を記入してください。
- ②日時を振り替えられない事情**
他の日時に振り替えられない事情や、振り替えた場合の影響、損害等を具体的に記入してください。

第3-3 出産の予定がある方

出産予定日を記入してください。

④ ページ 調査票 (続き)

第3 裁判員になることが特にむずかしい特定の月がある場合

〔2か月を上限に、辞退を希望する月を記入し、その理由の番号に○をつけてください。あわせて、具体的な事情を記入してください。〔調査票(④ページ)の記入のしかた(うら)参照〕〕

〈その1〉

【辞退を希望する月】	【理由】	【具体的な事情】
□ 月	<ol style="list-style-type: none"> 1 仕事上の事情 2 重要な用事・予定 3 出産予定 4 重い病気又はケガ 5 介護等 6 育児 	<p>1~6の理由により辞退を希望する方は、対応する番号の説明をよく読んで、この欄に具体的な事情を記入してください。</p>

ひと月のみ記入してください。

〈その2〉

第4 氏名・住所の変更があった場合は、変更後の氏名・住所を記入してください

【変更後の氏名】

姓 _____ 名 _____

【変更後の住所】 〒□□□-□□□□

都道 区市
府県 郡

これで終わりです
きりとり線で切り離して返送してください

第3-4 重い病気又はケガにより出席困難である方

病名、症状その他の事情
差し支えない範囲で病名、現在の症状、全治見込み期間、入院中か自宅療養中か、通院されている場合にはその頻度等を具体的に記入してください。

資料の例
診断書の写し、医療費の内容がわかる領収書の写し等

第3-5 介護等(付き添いを含む)を行う必要がある方

介護等を必要とする方との関係、その方の心身の状況、病状等
あなたと介護等を必要とする方との関係、他に介護等を担当していただける方の有無、介護等を必要とする方の心身の状態、要介護認定等を受けられている場合にはその区分等も記入してください。通院・入院に付き添われる場合には、その方の入院期間、通院の期間や頻度等を記入してください。

資料の例
介護:要介護認定者であることを証する書面の写し、介護保険証の写し、障害者手帳の写し等
通院等の付き添い:診断書の写し、医療費の内容がわかる領収書の写し等

第3-6 育児(親族や同居人の養育)を行う必要がある方

養育を必要とする方との関係、その方の年齢等
あなたと養育を必要とする方との関係(例えば、子ども)、その方の年齢、他に養育を担当していただける方の有無等を記入してください。

第4 氏名・住所の変更があった方

現在の氏名・住所と今回お送りしている書面に記載されている氏名・住所が異なる場合に記入してください。

裁判員経験者の声

～実際に裁判員を経験された方々の声をご紹介します～

非常に話しやすい雰囲気、自由かつ達な議論ができたと感じました。

法律や裁判のプロフェッショナルではないので、できるだけ市民感覚・市民目線で意見を述べさせていただきましたし、その話を裁判官の皆さんにしっかり聞いていただけたと思います。

一つの事件について、いろいろな視点から考え、発言することで、自分の考え方や倫理観を見直すことができました。また、他の人々の意見を踏まえ、判断する過程が、とてもよい経験だと感じました。

普段特に気にとめていなかった裁判や犯罪について、今回の経験により、より身近に考えるようになりました。また、市民の感覚や考えが反映される事は大切な事だと思います。



裁判員制度

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します

(裁判員制度キャッチフレーズ・2005年9月選定)

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

最高裁判所

よくわかる！ 裁判員制度Q&A



あなたの疑問にお答えします

『裁判員制度』とは

くわしくは
3ページへ

裁判員に選ばれるまで

くわしくは
7ページへ

裁判員に選ばれてから

くわしくは
31ページへ

実際の裁判では

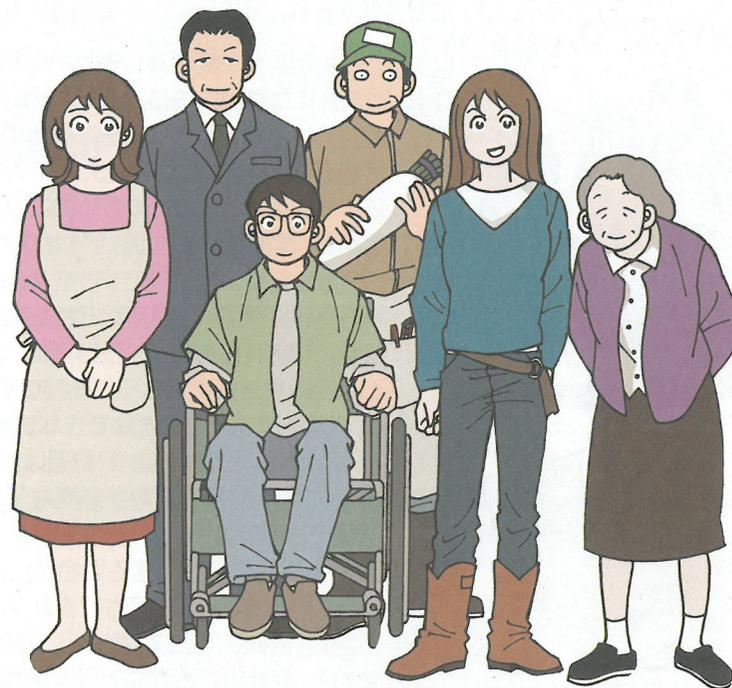
くわしくは
47ページへ

「裁判員制度」に関する32の質問を
イラストでわかりやすく解説

目次・インデックスで、関連内容が探しやすい

最高裁判所

よくわかる！
裁判員制度Q&A



よくわかる！ 裁判員制度Q&A

目次

裁判員制度の概要に関する疑問

裁判員制度とは

- Q1 裁判員制度とは
どのような制度ですか？ **03**
- Q2 どのような事件を
扱うのですか？ **05**

ページ

裁判員選任手続に関する疑問

裁判員に選ばれるまで

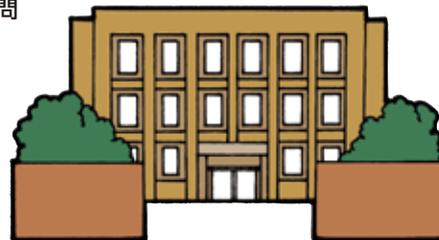
- Q3 どのような人が裁判員に選ばれるのですか？ **07**
- Q4 裁判員になれないのは、どのような人ですか？ **09**
- Q5 裁判員はどのようにして選ばれるのですか？ **11**
- Q6 候補者名簿に登録されたら、
必ず裁判所に行くことになるのですか？ **13**
- Q7 裁判員(候補者)は、
どこの裁判所に行くのですか？ **15**
- Q8 裁判員等に選ばれる確率はどれくらいですか？ **17**
- Q9 裁判所に行く日のどれくらい前に、
その日時を知らせてもらえるのですか？ **19**
- Q10 裁判員を辞退することはできないのですか？ **21**
- Q11 仕事が忙しいという理由で、
辞退はできますか？ **23**
- Q12 自宅に要介護者や養育が必要な子供がいる場合、
辞退できますか？ **25**
- Q13 育児中に裁判に参加する場合、
どうすればいいのでしょうか？ **27**
- Q14 裁判員(候補者)として裁判所に行くために会社を
休むと、会社内で不利益を受けませんか？ **29**

ページ

裁判員に選ばれてから気になってくる具体的な疑問

裁判員に選ばれてから

- Q15 交通費や昼食代などは
支給されますか？ **31**
- Q16 裁判員は何日ぐらい
裁判に参加するのですか？ **33**
- Q17 裁判員裁判は、1日何時間ぐらい
かかりますか？ **35**
- Q18 裁判員になったことを家族や親しい
人に話してもよいのですか？ **37**
- Q19 上司に裁判員(候補者)になった
ことを話してもよいのですか？ **39**
- Q20 裁判に参加することに不安がある
のですが、実際に裁判員を経験した
人はどのように感じているのですか？ **41**
- Q21 トラブルに巻き込まれたり
しないですか？ **43**
- Q22 裁判員が不安や悩みを
相談する所はありますか？ **45**



裁判・法廷での裁判員の役割に関する疑問

実際の裁判では

- Q23 裁判はどのような流れで
進むのですか？ **47**
- Q24 裁判員は、法廷で
何をやるのですか？ **49**
- Q25 評議では何をやるのですか？ **51**
- Q26 法律の知識がなくても
大丈夫ですか？ **53**
- Q27 評議では、必ず意見を言わなければ
いけませんか？ **55**
- Q28 議論を尽くしても、全員の意見が
一致しなかったらどうなるの
ですか？ **57**
- Q29 裁判員は、その事件に関する
ニュースや新聞を見ても
よいのですか？ **59**
- Q30 見聞きした事実について、
話してもよいのですか？ **61**
- Q31 どうして守秘義務が
課されているのですか？ **63**
- Q32 検察官や被告人が
判決に納得できない場合には、
どうなるのですか？ **65**



とは
裁判員制度

選ばれるまで
裁判員に

選ばれるから
裁判員に

実際の
裁判では

はじめに
裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。裁判員制度は、国民のみなさんの積極的な協力なくしては成り立たない制度です。この「よくわかる！裁判員制度Q&A」を通して、裁判員制度に理解を深め、刑事裁判に参加することへの負担感や不安感を少しでも軽減していただきたいと思います。

裁判員経験者の声(裏表紙)

Q1

裁判員制度とは どのような制度ですか？



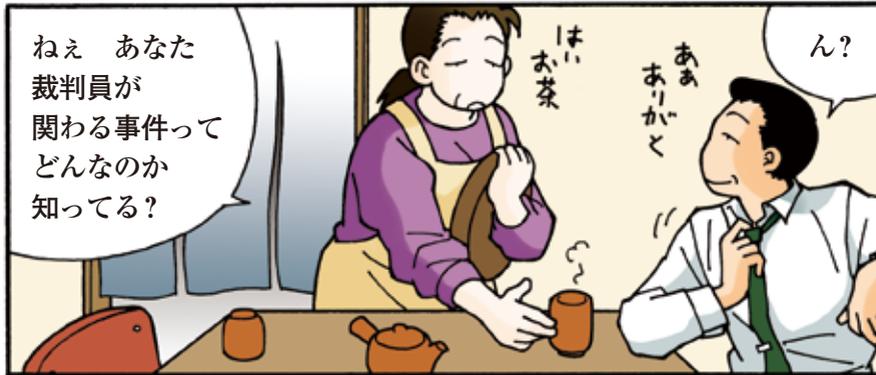
A1 裁判員制度は国民の皆さんに 裁判に参加していただく制度です。

裁判員制度は、個別の事件について、国民の皆さんから選ばれた6人の裁判員の方に、刑事手続のうち地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めてもらう制度です。裁判員制度では、裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されますので、その結果、裁判全体に対する国民の理解が深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。



Q2

どのような事件を扱うのですか？



A2

裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪であり、具体例は次のとおりです。



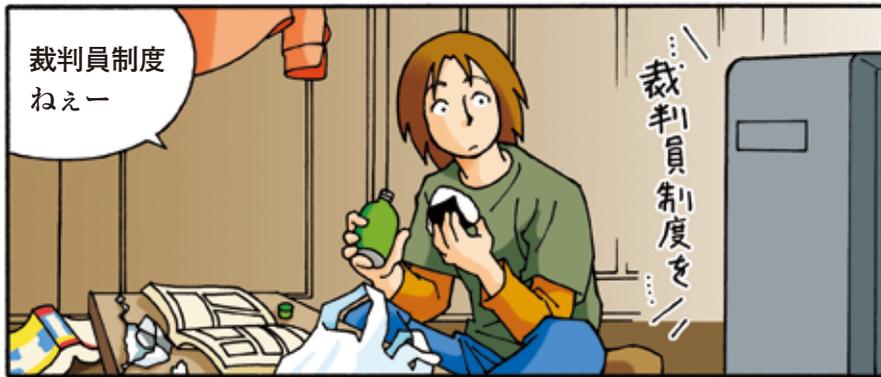
- ①人を殺した場合(殺人)
- ②強盗が人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合(強盗致死傷)
- ③人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合(傷害致死)
- ④ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合(危険運転致死)
- ⑤人が住んでいる家に放火した場合(現住建造物等放火)
- ⑥身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合(身の代金目的誘拐)
- ⑦子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合(保護責任者遺棄致死)
- ⑧財産上の利益を得る目的で覚せい剤を密輸入した場合(覚せい剤取締法違反)

などです。

このような事件であっても、被告人の言動等により、裁判員やその家族に危害が加えられたり生活の平穏が著しく侵害されるおそれがある場合や、審判に要する期間が著しく長期になることが見込まれる場合で裁判員の参加が非常に難しいような事件では、裁判官のみで裁判を行うことがあります。

Q3

どのような人が 裁判員に選ばれるのですか？



A3 20歳以上で選挙権のある方から 裁判員を選びます。

20歳以上で衆議院議員の選挙権がある方であれば、原則として誰でも裁判員に選ばれる可能性があります。ただし、20歳以上で選挙権のある方でも法律上、裁判員になることができない場合もあります。

へー
そういうことか！



Q4

裁判員になれないのは、 どのような人ですか？



A4

次のような方は裁判員になることが できません。

- 欠格事由のある人＝一般的に裁判員になることができない人
 - ・国家公務員法38条の規定に該当する人(国家公務員になる資格のない人)
 - ・義務教育を終了していない人(義務教育を終了した人と同等以上の学識を有する人は除く)
 - ・禁錮以上の刑に処せられた人
 - ・心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人
- 就職禁止事由のある人＝裁判員の職務に就くことができない人
 - ・国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員
 - ・司法関係者(裁判官、検察官、弁護士など)
 - ・大学の法律学の教授、准教授
 - ・都道府県知事及び市町村長(特別区長を含む)
 - ・自衛官
 - ・禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない人
 - ・逮捕又は勾留されている人
- 事件に関連する不適格事由のある人
 - ＝その事件について裁判員になることができない人
 - ・審理する事件の被告人又は被害者本人、その親族、同居人など
 - ・審理する事件について、証人又は鑑定人になった人、被告人の代理人、弁護人等、検察官又は司法警察職員として職務を行った人など
- その他の不適格事由のある人
 - その他、裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認めた人

など



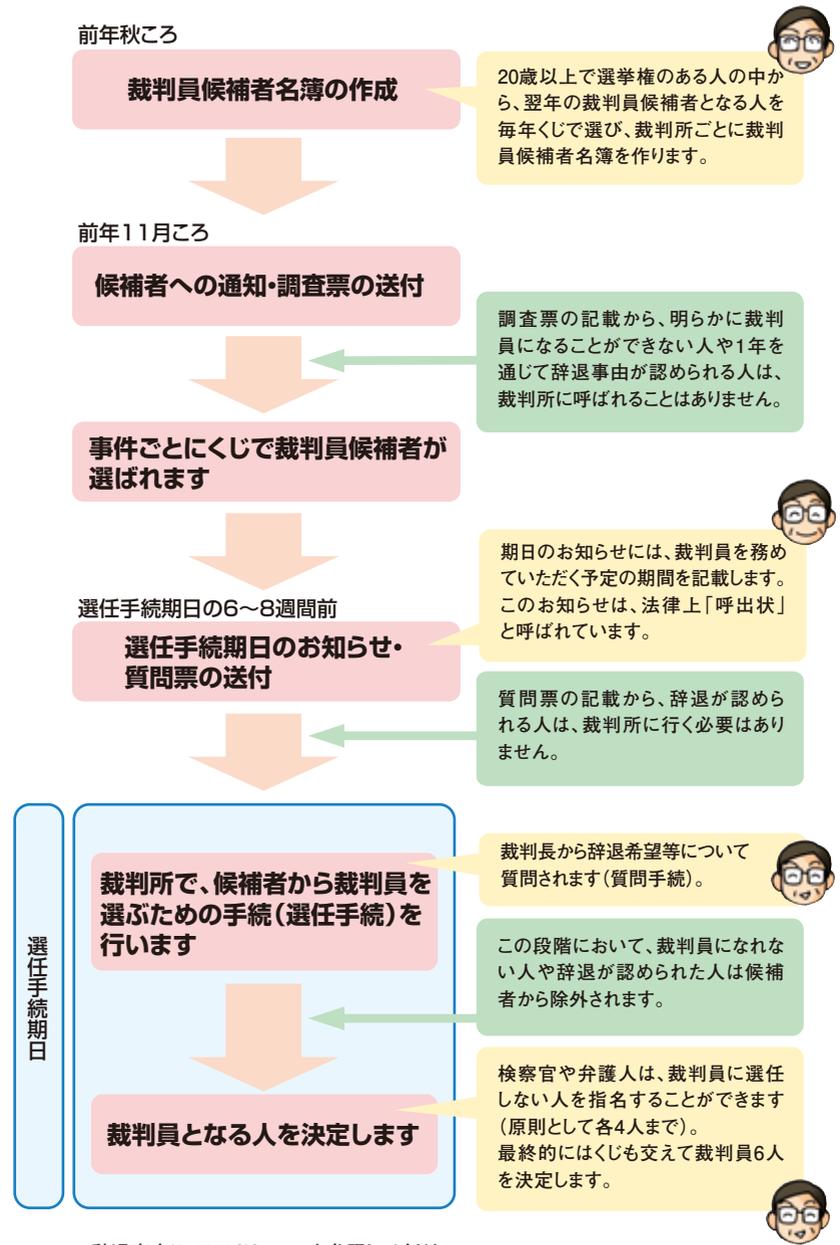
Q5

裁判員はどのようにして選ばれるのですか？



A5

裁判員は、20歳以上で衆議院議員の選挙権を有する人の中から選びます (Q3参照)。具体的な裁判員選任の流れは次のとおりです。

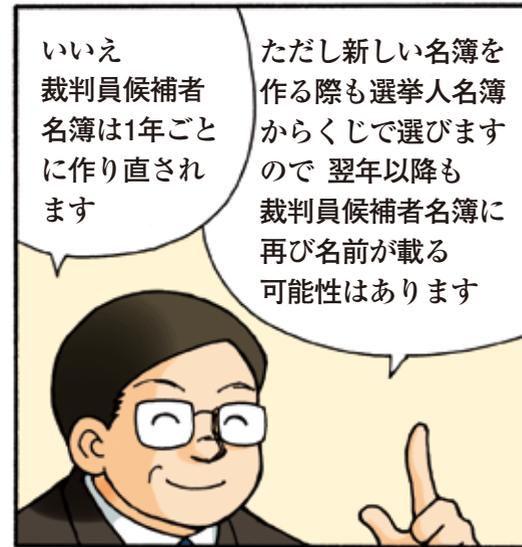


裁判員に
選ばれるまで

※辞退事由については、Q10を参照してください。

Q6

候補者名簿に登録されたら、必ず裁判所に行くことになるのですか？



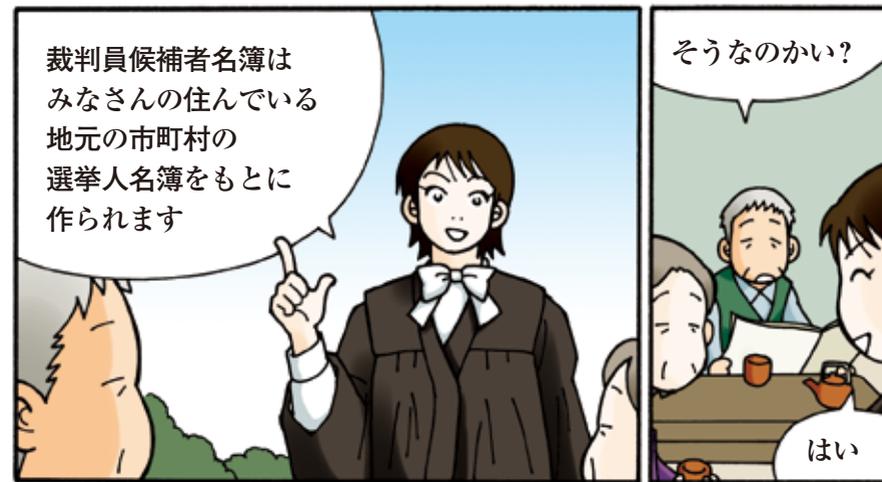
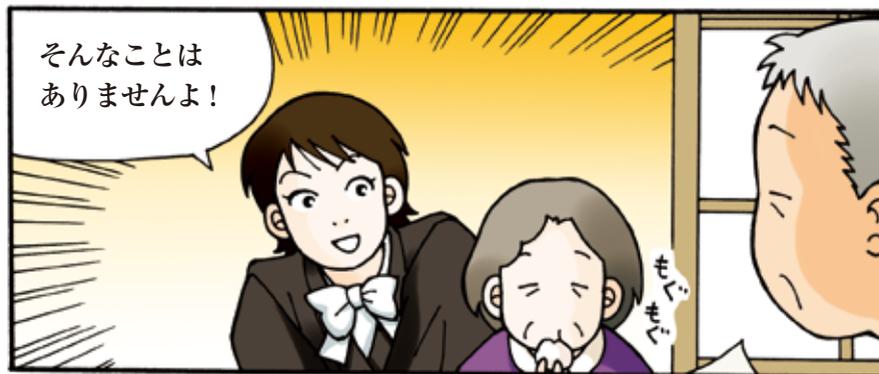
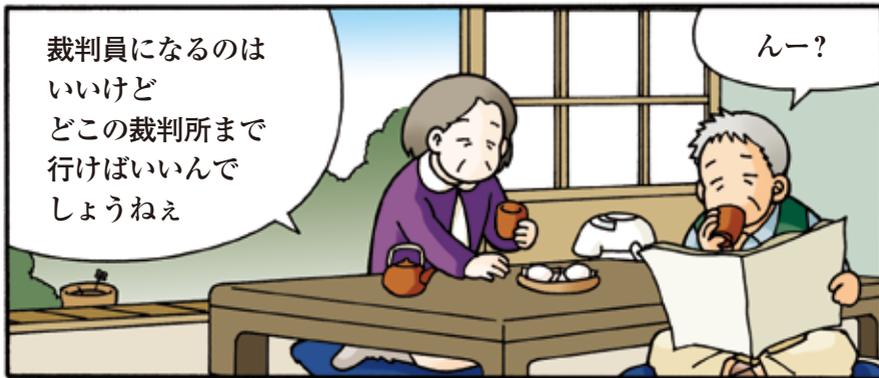
A6 くじで選ばれなかった場合は、裁判所に来ていただくことはありません（「選任手続期日のお知らせ」は届きません）。

Q5のとおり、裁判員候補者は、実際の事件ごとに裁判員候補者名簿からくじで選ばれます。ですから、裁判員候補者名簿に登録されても、くじで選ばれず、裁判所に来ていただかないこともあります。そして、裁判員候補者名簿は1年ごとに作成されますので、1年間が経過すれば裁判員候補者ではなくなります。ただし、翌年以降の裁判員候補者は、前年に裁判員候補者名簿に登録されたか否かにかかわらず、新たに選挙人名簿からくじで選ばれますので、翌年以降の裁判員候補者名簿に再び登録される可能性もあります。しかし、過去5年以内に裁判員などになった方や、過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に来ていただいた方（辞退が認められた方は除く。）などは、裁判員になることを辞退することができます。（Q10参照）

裁判員に
選ばれるまで

Q7

裁判員（候補者）は、 どこの裁判所に行くのですか？



A7 基本的にお住まいの場所の 最寄りの地方裁判所です。

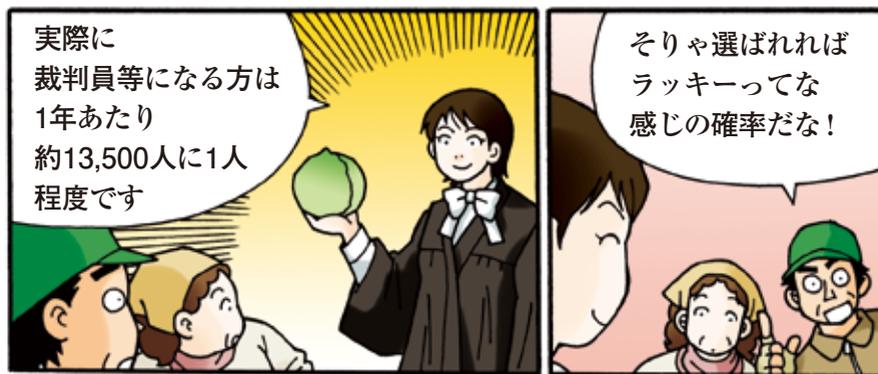
裁判員裁判は、地方裁判所の本庁50か所（都道府県庁所在地のほか、函館、旭川、釧路）、地方裁判所の支部10か所（立川、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、小倉、郡山）で行われます。このうち、原則として、裁判員候補者のお住まいの場所を管轄する裁判所に来ていただくこととなります。



裁判員に
選ばれるまで

Q8

裁判員等に選ばれる確率はどれくらいですか？



裁判員に選ばれるまで

A8

だいたい13,500人に1人程度です。

平成29年に裁判員等に選ばれた人は、裁判員は5,536人、補充裁判員は1,896人でした。これを前提にすると、裁判員等に選ばれる確率は、全国で1年あたり、20歳以上で選挙権のある方の13,500人に1人程度（約0.01%）となります。

なお、裁判員等を選ぶ手続（選任手続）のために選任手続期日のお知らせをお送りする裁判員候補者の人数については、裁判の日数が5日以内の事件の場合、平均すると1件あたり約70人となっています。

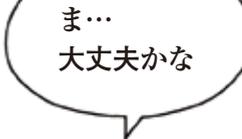
Q9

裁判所に行く日のどれくらい前に、その日時を知らせてもらえるのですか？



A9 通常は選任手続期日の6週間前までには通知をします。

原則として選任手続期日の6週間前までに、審理の期間が通常よりも長くかかると考えられる事件については8週間程度前までにはお知らせする予定です。このお知らせには、裁判員に選ばれた場合にいつからいつまで裁判員を務めていただくか、このうち実際に裁判所に来ていただく日はいつかを記載します。



裁判員に
選ばれるまで

Q10

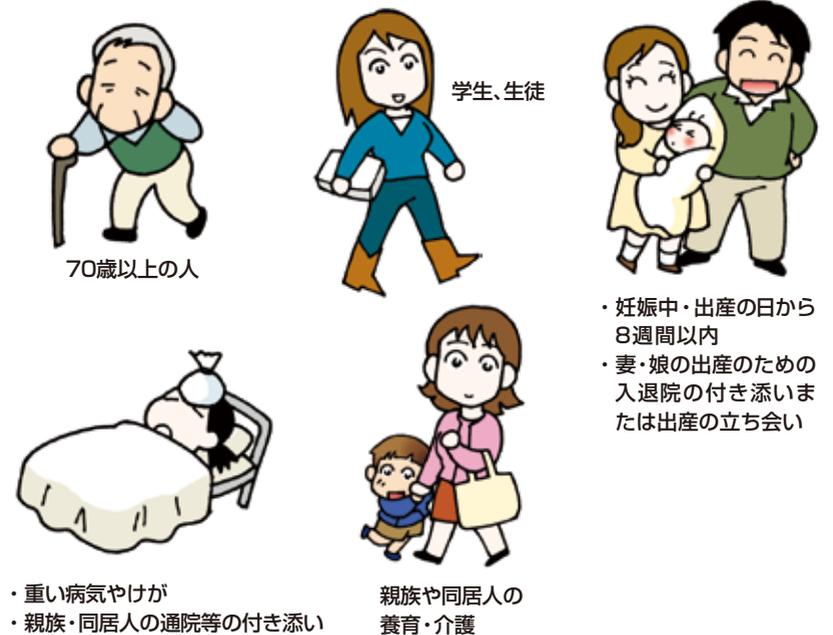
裁判員を辞退することはできないのですか？



A10

基本的にはできませんが、法律等で認められた事情がある場合は辞退することができます。

裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民に参加してもらう制度ですので、原則として辞退はできません。ただし、参加する個々の国民の負担が、過重なものとならないようにとの配慮などから、法律や政令に例えば次のような辞退事由が定められており、裁判所がこれらの事情にあたる認めれば辞退することができます。



裁判員に
選ばれるまで

その他の事情としては、次のようなものがあります。

- ・とても重要な仕事があり、自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがある。
- ・父母の葬式への出席など社会生活上の重要な用務があって、別の日に行うことができない。
- ・過去一定期間内に、裁判員等の職務に従事したり、裁判員候補者等として裁判所に行ったことがある人(辞退が認められた人は除く。)
- ・重大な災害で被害を受け、生活再建のための用務がある。

Q11

仕事が忙しいという理由で、 辞退はできますか？



A11

ご自身の不在により著しい
損害が生じる可能性があるとして
認められれば、辞退可能です。

仕事が忙しいというだけの理由では、辞退はできないことになっています。ただし、とても重要な仕事があり、ご自身が処理しなければ、事業に著しい損害が生じると裁判所が認めた場合のほか、裁判員になることにより自分自身やまわりの人に経済上の重大な不利益が生じると裁判所が認めた場合には、辞退が認められることになっています。



裁判員に
選ばれるまで

Q12

自宅に要介護者や
養育が必要な子供がいる場合、
辞退できますか？



A12 裁判所が介護や養育に支障を生じると認めた場合は辞退が認められます。

親族や同居人の介護や養育を行う必要があれば、辞退の申立てが可能です。介護や養育がどの程度必要か、代わりに介護や養育を行う人がいるかなどの事情を考慮し、裁判所が個々のケースごとに、具体的に辞退を認めるかどうかを判断することになります。また、お子様が病気にかかっている場合についても同様です。

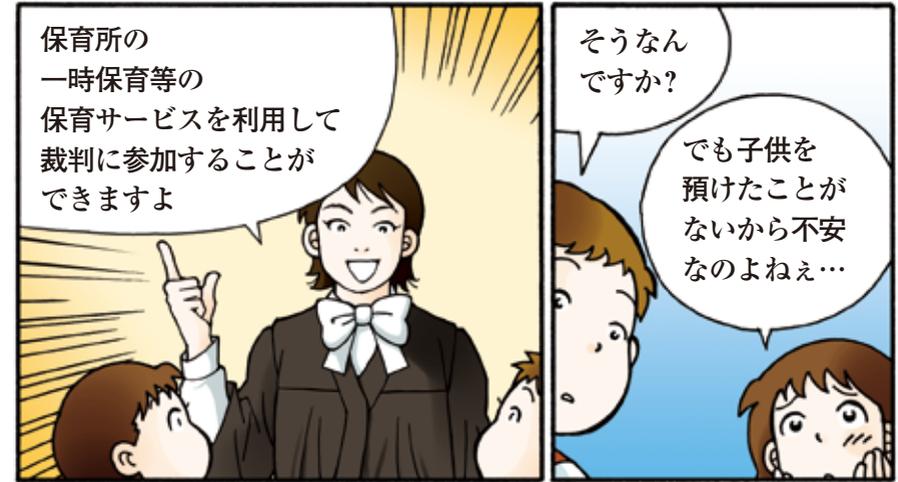
代わりに面倒見てくれる人は…



裁判員に
選ばれるまで

Q13

育児中に裁判に参加する場合、 どうすればいいのでしょうか？



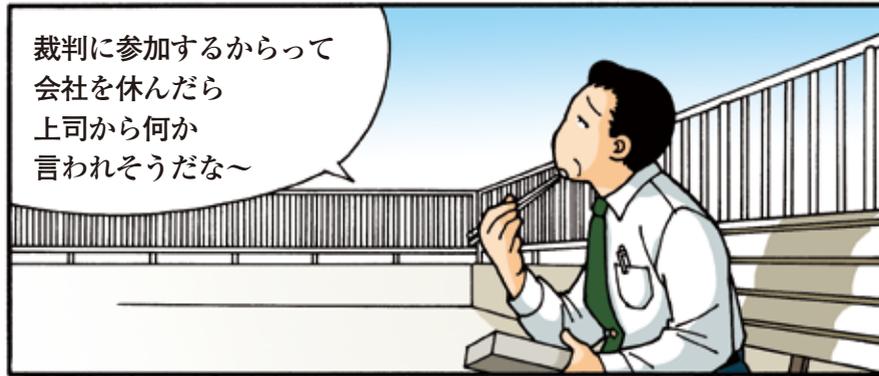
A13 一時保育等の 保育サービス をご利用いただけます。

子供を預けることができるのであれば裁判員として裁判に参加したいとお考えの方は、保育所における一時保育等の保育サービスを利用して、お子さんを保育所に預けて、裁判に参加することができます。



Q14

裁判員(候補者)として裁判所に行くために会社を休むと、会社内で不利益を受けませんか?



A14 雇用者が解雇など不利益な扱いをすることは法律で禁じています。

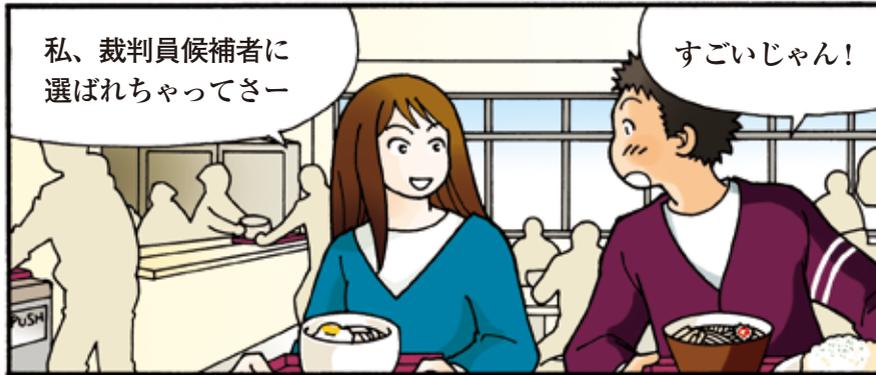
裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められています。また、裁判員として仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは法律で禁止されています。裁判員候補者として選任手続期日に出向く場合も同様です。企業の皆さんには、従業員が裁判員となることの意義を理解していただき、裁判員のための休暇制度など裁判に参加しやすい環境づくりをお願いしています。



裁判員に
選ばれるまで

Q15

交通費や昼食代などは支給されますか？



A15 日当、交通費、宿泊料は必要に応じて支払われます。

裁判員候補者や裁判員等になって裁判所に来ていただいた方には、日当や交通費が支払われ、裁判所から家が遠いなどの理由で宿泊しなければならない場合には宿泊料も支払われます。日当の具体的な金額は、裁判員候補者の方は1日あたり8000円以内、裁判員及び補充裁判員に選ばれた方は1日あたり1万円以内で、選任手続や審理等の時間に応じて決められます。なお、日当などは、事前にお知らせいただいた預貯金口座に後日振り込んでお支払いします。



裁判員に
選ばれてから

Q16

裁判員は何日ぐらい 裁判に参加するのですか？



ちょっと待ってください！



A16 裁判員裁判の多くは5日前後で終わっています。

実際に裁判員として裁判所に来ていただく日数は、それぞれの事件の内容により異なりますので、一概にはいえません。しかし、裁判員裁判では、法廷での審理を始める前に、裁判官、検察官、弁護人の三者でポイントを絞ったスピーディーな裁判が行われるように、事件の争点や証拠を整理し、審理計画を明確にするための手続（公判前整理手続）が行われます。裁判員の皆さんに参加していただいた事件の多くは、5日前後で終わっています。

それならなんとかなりそう！



裁判員に
選ばれてから

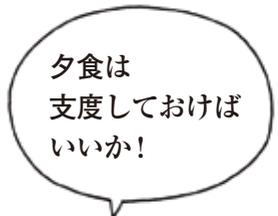
Q17

裁判員裁判は、1日何時間ぐらいかかりますか？



A17 通常は1日あたり5～6時間程度行われています。

1日にどのくらいの時間、裁判を行うかは裁判所や事件ごとに異なり、事件の内容や裁判員の負担なども考慮して、その都度決められていくことになります。ただし、丸1日かかる事件であっても、昼食時間は当然ありますので、実際に裁判が行われる時間は、通常は1日に5時間～6時間程度です。なお、裁判所に来ていただいた場合には、昼食代などの費用を補填するため日当が支払われます。(Q15参照)



裁判員に選ばれてから

Q18

裁判員になったことを 家族や親しい人に話しても よいのですか？



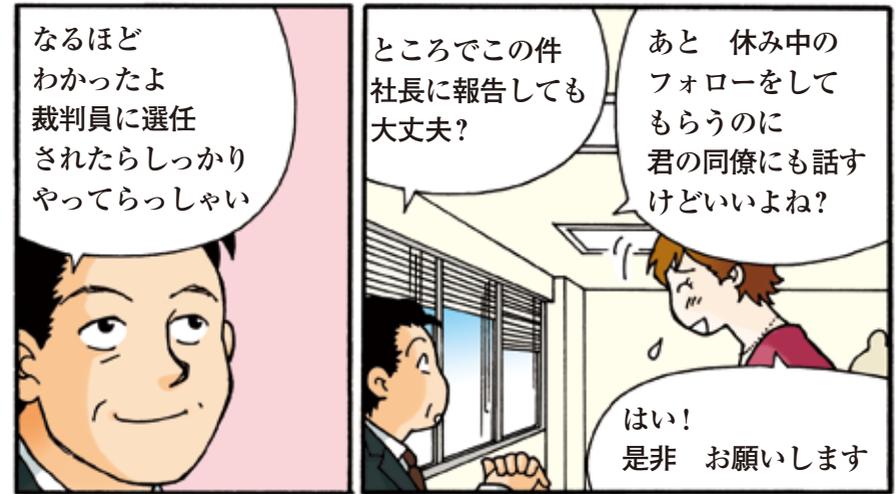
裁判員に
選ばれてから

A18 公表してはいけませんが、 身近な人に話すことはかまいません。

法律上、何人も、名前、住所その他裁判員であることを特定するに足りる情報を公にしてはならないとされ、裁判員自身が、自分が裁判員であることを公にすることも含まれます。これは、裁判員への接触や働き掛けを防ぎ、裁判員自身の平穩を保護するとともに、裁判員裁判の公正さを確保する目的もあるからです。そこで、例えばインターネットで自分が裁判員になったことを公表することは許されませんが、日常生活の中で、家族や親しい人に話すことまでは禁止されません。なお、裁判員でなくなった後に、自分が裁判員であったことを公にすることは禁止されていません。

Q19

上司に裁判員（候補者）になったことを話してもよいのですか？



A19 必要であれば上司等に話してもかまいません。

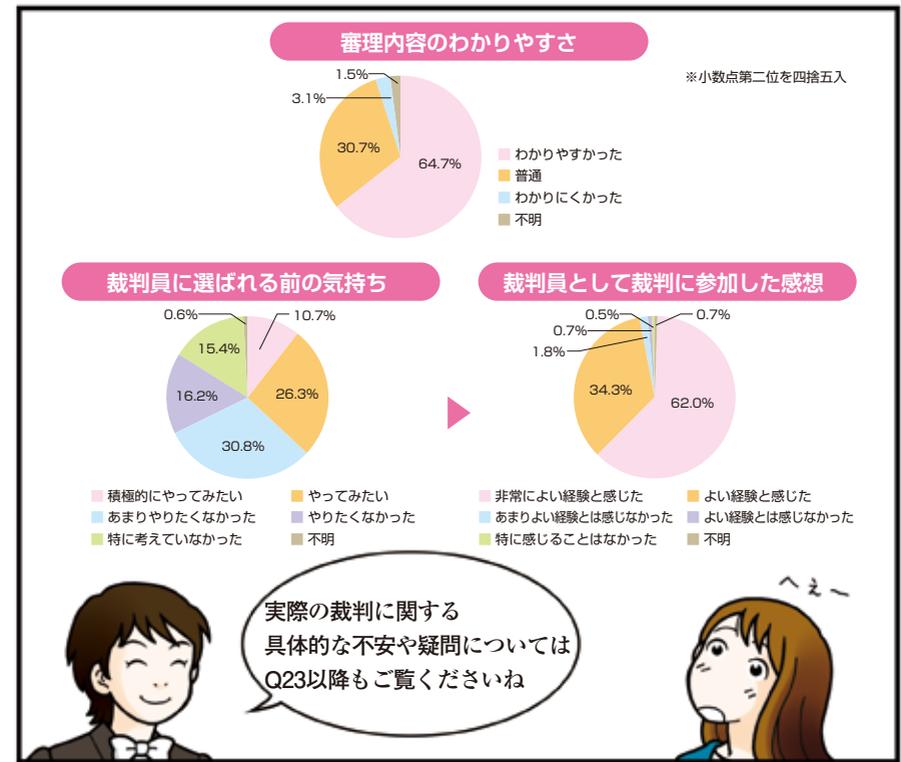
休暇を取得するために、裁判員（候補者）になったことを上司等に話すことは差し支えありません。また、報告を受けた上司が、更にその上司や使用者に報告することも、必要な範囲内であれば差し支えありません（ただし、公にすることは法律で禁止されています）。むしろ、積極的に上司などに相談して、周囲の理解を得ていただくことが重要です。



裁判員に
選ばれてから

Q20

裁判に参加することに不安があるのですが、実際に裁判員を経験した人はどのように感じているのですか？



裁判員に選ばれるから

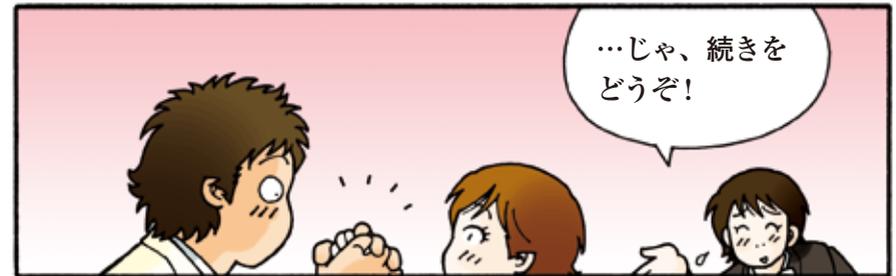
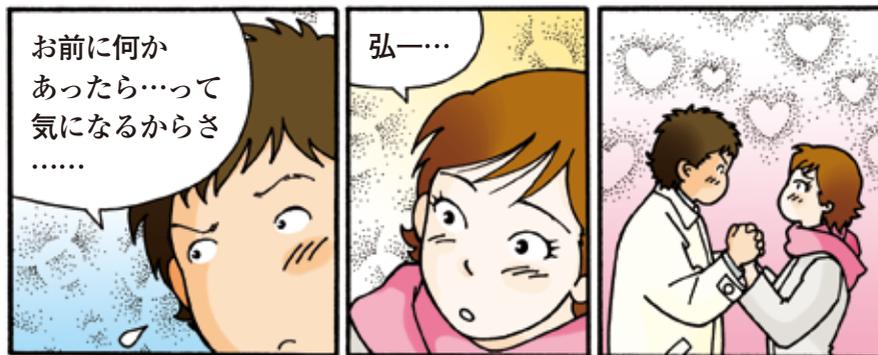
A20 みなさん、このような感想をお持ちです。

裁判員経験者の方へのアンケート結果によると、審理内容のわかりやすさについては、64.7%の方が「わかりやすかった」と回答されています。また、裁判員に選ばれる前の気持ちについては、「積極的にやってみたい」「やってみたい」と思っていた方が合計37.0%でしたが、裁判員として裁判に参加した後では、合計96.3%の方が「非常によい経験と感じた」「よい経験と感じた」と回答されています（平成29年度裁判員等経験者に対するアンケート調査結果）。



Q21

トラブルに巻き込まれたりしないですか？



A21 裁判員は法律で 保護されています。

裁判員の名前や住所などの情報は、公にしてはならないとされています。また、事件に関して裁判員に接触することも禁止されていますし、裁判員に頼み事をしたり、裁判員やその家族を脅した者には、刑罰が科せられることになっています（2年以下の懲役又は20万円以下の罰金）。

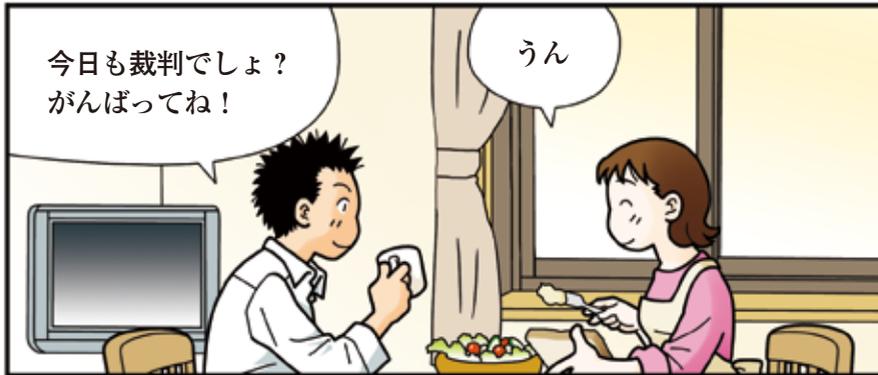
なお、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいようなごく例外的な事件については、裁判員が加わらず裁判官だけで裁判をすることも法律に定められています。



裁判員に
選ばれてから

Q22

裁判員が不安や悩みを相談する所はありますか？

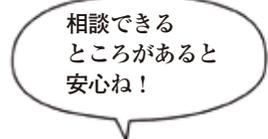


裁判員に
選ばれてから

A22 裁判所や、裁判員メンタルヘルスサポート窓口へご相談ください。

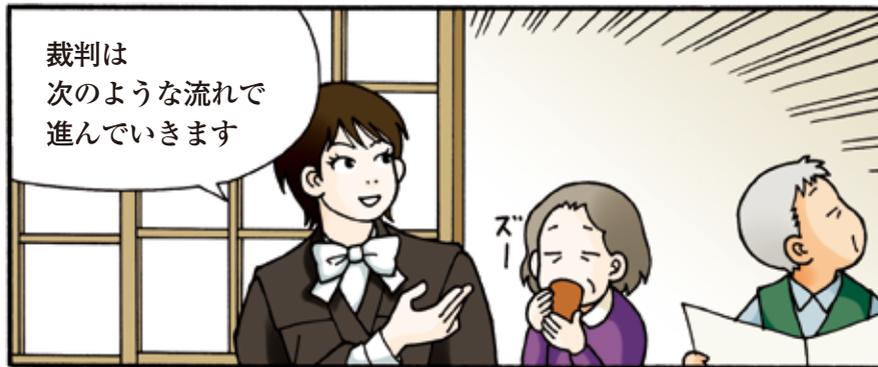
裁判所では、裁判員の方の不安や精神的負担をできる限り軽減するよう努めています。もし、不安に思われたり、精神的な負担を感じられるようなことがあれば、ささいなことでも、どうぞ遠慮なく裁判官や裁判所の職員にご相談ください（職務終了後でもご相談いただけます）。

また、裁判所では、メンタルヘルスの専門知識を有する民間業者に委託して、「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」を設置しています。電話やインターネットによる相談を、裁判員に選ばれた日から無期限で、365日、24時間受け付けており、電話料・相談料無料で利用していただけるほか、対面カウンセリングを受けられる体制も整備しています。



Q23

裁判はどのような流れで進むのですか？



A23

裁判員裁判は次のように進んでいきます。

冒頭手続(法廷)

- ・被告人の確認(人定質問)
- ・検察官が起訴状を朗読する
- ・被告人と弁護人から起訴状に対する言い分を聞く(意見陳述)



審理(法廷)

1. 証拠調べ手続

- ・検察官・弁護人が証拠により証明しようとする事実を説明(冒頭陳述)
- ・検察官や弁護人が提出した凶器などの物や書類を取調べ、証人や被告人に対する質問を行う(証拠調べ)

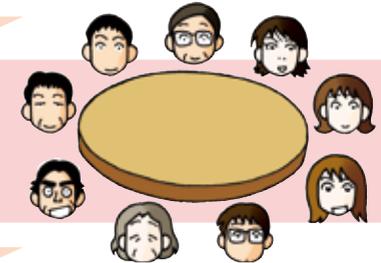
2. 弁論手続

- ・検察官が事実関係や法律的問題などの意見を述べる(論告)
- ・検察官が被告人に与えるべきと考える刑を述べる(求刑)
- ・弁護人が事実関係や法律的問題などの意見を述べる(弁論)
- ・被告人が意見を述べる(最終陳述)



評議(評議室)

裁判員と裁判官が話し合い、有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑にするか決める。



判決手続(法廷)

裁判官が評議の結果に基づき、被告人に判決を言い渡す。



実際の
裁判では

Q24

裁判員は、法廷で何をするのですか？

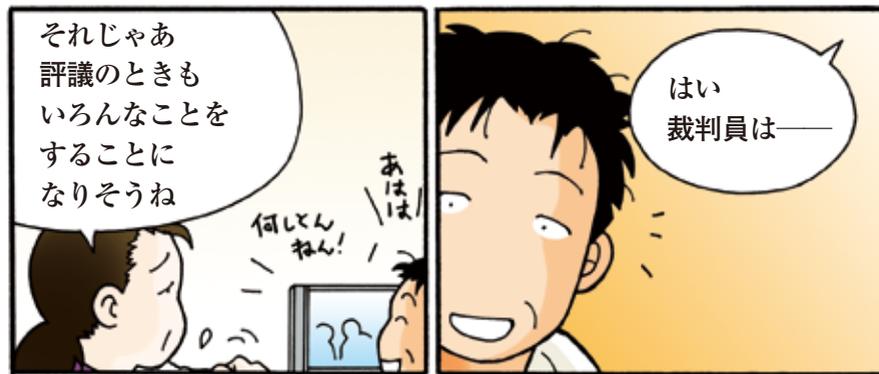


A24 裁判官と一緒に審理に出席していただきます。

裁判員は、裁判官と一緒に、公開の法廷での刑事事件の審理（これを「公判」といいます。）に出席します。公判では、証拠として提出された凶器などの物や書類を取り調べるほか、証人や被告人等に対する質問が行われます。裁判員も、証人や被告人等に質問することができます。また、裁判員制度での審理は、法律実務の専門家でない皆さんに参加していただくために、裁判員の方にできる限り負担のかからないような工夫がなされます。例えば、争点の判断に必要な証拠を厳選して証拠調べを行うなど、できる限り法廷での審理を見たり聞いたりするだけで事件の内容を理解できるように工夫された審理が行われます。

Q25

評議では何をするのですか？



A25 裁判官と一緒に被告人の有罪・無罪、有罪の場合の刑を決めていただきます。

裁判員に選ばれると、他の5人の裁判員や3人の裁判官と一緒に刑事裁判の審理に出席し、証人尋問や被告人質問といった証拠調べ手続や、検察官や弁護人の主張を聴く弁論手続に立ち会います。その上で、評議において裁判官と対等の立場で議論をし、お互いに自分の意見を述べるとともに、お互いの意見をよく聞いて、議論を尽くして、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑にするかを決定することになります。

慎重にやらねば…



実際の裁判では

Q26

法律の知識がなくても大丈夫ですか？



A26 大丈夫です。日常生活で行っている判断をしてください。

裁判員は、法廷で聞いた証人の証言などの証拠に基づいて、他の裁判員や裁判官とともに評議を通じ、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどのような刑にするべきかを判断します。例えば目撃者の証言などに基づいて、被告人が被害者をナイフで刺したかどうかを判断することは、みなさんが、日常生活におけるいろいろな情報に基づいて、ある事実があったかなかったかを判断していることと基本的に同じであり、特に法律知識は必要ありません。なお、有罪か無罪かの判断の前提として法律知識が必要な場合は、裁判官から分かりやすく説明されますので、心配ありません。

Q27

評議では、必ず意見を 言わなければいけませんか？



A27 ご自身が気づいたことを発言してください。

法律上、裁判員は、事件について裁判官と一緒に議論（評議）する際に意見を述べなければならないとされています。評議において一つの結論を出すためには、そのメンバーである裁判員と裁判官が、それぞれの意見を述べるのが不可欠だからです。もっとも、評議においては、すべての問題点について一度にまとめた意見を述べなければならないわけではなく、自由に自分の気付いたところから意見を述べていただいて議論に参加していただければよいのです。もちろん、意見を変えることも自由です。裁判長も、必要な法令に関する説明を丁寧に行い、分かりやすく評議を整理し、裁判員が発言する機会を十分に確保するなどして、裁判員の方が自分の意見を十分に言えるように配慮します。

Q28

議論を尽くしても、 全員の意見が一致しなかったら どうなるのですか？



A28 多数決で結論を出します。

評議を尽くしても全員の意見が一致しなかったときは、多数決で結論を出します。この場合、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合にどのような刑にするかについての裁判員の意見は裁判官と同じ重みを持つこととなります。ただし、裁判員のみで被告人に不利な判断（被告人が有罪か無罪かを定める場面では、有罪の判断）をすることはできず、裁判官と裁判員の双方の意見を含んでいることが必要です。



実際の
裁判では

Q29

裁判員は、その事件に関する
ニュースや新聞を
見てもよいのですか？



A29 いつもどおり、見ても
かまいません。

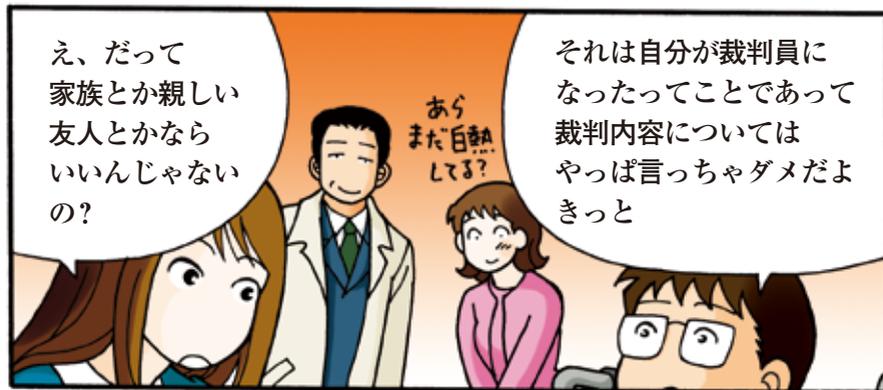
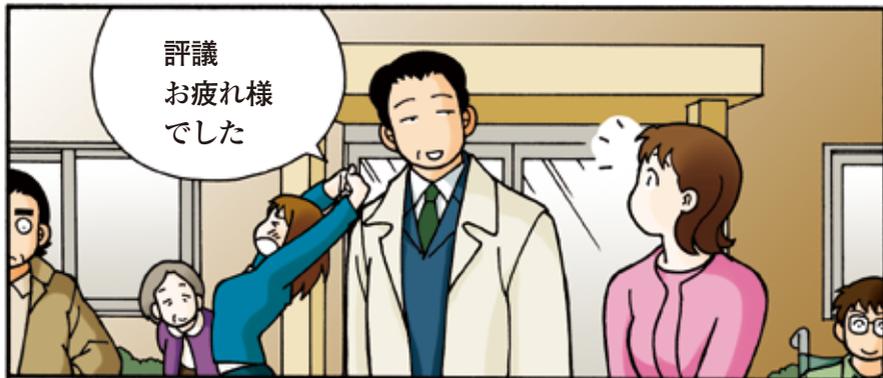
帰宅された後は、テレビを見たり新聞を読んでい
ただいて構いません。しかし、裁判員として判断してい
ただく際は、あくまで法廷で示された証拠だけに基
づいて判断していただくこととなります。



実際の
裁判では

Q30

見聞きした事実について、話してもよいのですか？



A30 法廷で見聞きしたことや裁判員を務めた感想は、話してもかまいません。

証人尋問の内容など公開の法廷で見聞きしたことや裁判員として裁判に参加した経験や感想であれば、基本的に話しても大丈夫です。逆に、漏らしてはいけない秘密には、評議の秘密と、評議以外の裁判員としての職務を行うに際して知った秘密とがあります。評議の秘密には、例えば、どのような過程を経て結論に達したのかということ、裁判員や裁判官がどのような意見を述べたかということ、その意見を支持した意見の数や反対した意見の数、評決の際の多数決の人数が含まれていると考えられています。また、評議以外の裁判員としての職務を行うに際して知った秘密には、例えば、記録から知った被害者など事件関係者のプライバシーに関する事項、裁判員の名前などが該当します。

Q31

どうして守秘義務が課されているのですか？



A31 裁判の公正と信頼を確保するためです。

守秘義務が課されているのは、裁判の公正さやその信頼を確保するとともに、評議で裁判員や裁判官が自由な意見を言えるようにするためです。評議で述べた意見や経過が明らかにされると、後で批判されることを恐れて率直な意見を述べることができなくなってしまうおそれがあります。また、例えば、記録から知った被害者など事件関係者のプライバシーに関する事項、裁判員の名前などは、当事者にとって他人に知られたくないものが含まれている可能性が高く、不必要に明らかにされないようにしなければならないことから守秘義務の対象とされています。

なお、裁判員の守秘義務は、裁判員として裁判に参加している間だけではなく、裁判員としての役目が終わった後も守らなくてはならず、この義務に違反した場合、刑罰が科せられることがあります。

Q32

検察官や被告人が判決に納得できない場合には、どうなるのですか？



A32 裁判員裁判の判決に対しても、不服申立てが認められています。

裁判員裁判においても、高等裁判所への不服（控訴）申立てが認められています。高等裁判所では、裁判官3名で、裁判員裁判で出された証拠や裁判員裁判の判決を検討して審理・判断を行います。国民の視点や感覚が反映された裁判員裁判の判決は、その意義を鑑みて、高等裁判所においても十分に尊重されます。平成29年12月末までのところ、裁判員裁判の判決のうち控訴が申し立てられたものは3～4割程度ですが、それらの控訴された判決のうち高等裁判所で判決が変更されたのは1割未満です。しかも、その多くは判決後に事情が変更された（例えば、被害弁償が行われた）ことによるものです。



裁判員制度について
より詳しく
お知りになりたい方は
こちらをご覧ください



裁判員制度ウェブサイト

<http://www.saibanin.courts.go.jp/>

※「裁判員制度」の実施状況や裁判員経験者の方々の声、裁判員裁判の開廷情報へのリンクなども掲載しているほか、裁判員裁判の一連の手続をわかりやすく説明した動画の配信なども行っています。ぜひ、ご覧ください。

法務省

http://www.moj.go.jp/keiji1/saibanin_index.html

日本弁護士連合会

https://www.nichibenren.or.jp/ja/citizen_judge/index.html

法テラス・サポートダイヤルでも「裁判員制度」についてのお問い合わせをお受けしています。

法テラス・サポートダイヤル **0570-078374**

※IP電話からは03-6745-5600

法テラスウェブサイト <https://www.houterasu.or.jp/>

よくわかる！ 裁判員制度Q&A

2006年（平成18年）12月第1版発行

2018年（平成30年）9月第12版発行

最高裁判所 ● 東京都千代田区隼町4番2号

裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/>

作画：ヤマダリツコ / 制作：TREND-PRO



料金受取人払郵便

麹町局承認
5844

差出有効期間
平成31年1月
15日まで

切手を貼る必要
はありません

1 0 2-8 7 5 7

4 7 5

東京都千代田区隼町四番二号

最高裁判所
調査票担当
行



封をする前にもう一度ご確認ください。

- チェック1 調査票を入れましたか。
- チェック2 調査票に記入漏れはありませんか。
- チェック3 調査票とあわせて提出する資料がある場合は、資料にバーコードシールを貼りましたか。
マイナンバーの記載がないものですか。

平成30年11月30日(金)までの提出にご協力をお願いします。

ここにバーコードシール(返送用封筒用)
を貼ってください。

(バーコードシール)

(返送用封筒用)
返送用封筒に貼ってください。

〇〇地方裁判所



0000000000

このバーコードシールを貼る
ことで、住所・氏名の記載を
省略することができます。

00000058#

調査票とあわせて提出する
資料に貼ってください。

〇〇地方裁判所



0000000000

〇〇地方裁判所



0000000000

〇〇地方裁判所



0000000000